

松江栄養調理製菓専門学校
学生便覧

始業・終業時間

1. 始業時間：午前9時（点呼：午前8時55分）
2. 終業時間：午後3時50分（調理師科、製菓衛生師科）
午後4時10分（栄養士科）

但し、学科授業及び実習授業は準備から終了後及び掃除までをいい、授業内容等により終業時間は延長となる場合もある。

但し、調理師科（夜間課程）、製菓衛生師科（通信課程）はこの限りではない。

出席・欠席

1. 出席

当校の卒業（当校所定の課程の修了）には、当校が開講する総授業時間数（学科・実習全てを含む）の95%以上の出席が必要である。

また、上記95%以上の出席は「総時間数」でありかつ、「各履修科目」毎に95%以上の出席が必要である。

【参 考】①調理師法で規定される法定履修時間数（調理師法施行規則別表第1）

教科課目	法定履修時間数
○食生活と健康	
公衆衛生学	70時間以上
行政法規	20時間以上
○食品と栄養の特性	
食品学	60時間以上
栄養学	90時間以上
○食品の安全と衛生	
食品衛生学	90時間以上
食品衛生学（実習）	30時間以上
衛生法規	30時間以上
○調理理論と食文化概論	
調理理論	150時間以上
食文化概論	30時間以上
○調理実習	
調理実習	300時間以上
○総合調理実習	
総合調理実習	90時間以上
合 計	960時間以上

【参 考】②製菓衛生師法で規定される法定履修時間数（製菓衛生師法施行規則第7条）

教 科 課 目	法定履修時間数
衛 生 法 規	30時間以上
公 衆 衛 生 学	60時間以上
食 品 学	60時間以上
食 品 衛 生 学	120時間以上
栄 養 学	60時間以上
社 会	30時間以上
製 菓 理 論	90時間以上
製 菓 実 習	480時間以上
合 計	930時間以上

【参 考】③栄養士法施行規則第9条一に規定される別表第二による教育内容

(単位数)

教 育 内 容		講義又は演習	実験又は実習
基礎分野	人文科学	12	—
	社会科学		
	自然科学		
	外国語		
	保健体育		
専門分野	社会生活と健康	4	4
	人体の構造と機能	8	
	食品と衛生	6	
	栄養と健康	8	10
	栄養の指導	6	
	給食の運営	4	

2. 欠席

各履修科目において、当校が実施した時間数の5%を越えた欠席がある場合には、単位認定はされないものとする。

欠席した場合は、「欠課理由書」を提出する。

【忌引きによる欠席】以下の日数を出席扱いとする。

1 親等 3日以内

2 親等 1日以内

但し、遠隔地に赴く必要がある場合は、実際に往復に要する日数を加算する。

3. 欠席の多い学生については、保証人(御両親)に対して文書により通知を行う。

遅刻・早退

1. 遅刻

遅刻は認めず欠課扱いとする。

- ・ 欠課時間数6時間で欠席1日となる。(調理師科、製菓衛生師科)
- ・ 欠課時間数4コマで欠席1日となる。(栄養士科)

2. 早退

早退しようとする場合は、早退の許可を受けた上で早退する。尚、「欠課理由書」を提出する。

茶髪禁止

1. 当校の学生の髪の色は「黒」(故意による髪の毛の染色・脱色の禁止)とする。

ピアス・メイク・カラーコンタクト等

1. 実習時(調理・製菓実習及び実験)のピアス・ネックレス・時計・指輪等の貴金属は厳禁とする。
2. メイク、カラーコンタクト等、過度なものは禁止する。

喫煙禁止

1. 当校での喫煙は、栄養士・調理師・製菓衛生師養成の観点及び健康増進法に定める国民の健康増進努力義務の観点から、原則「禁止」とする。

停学

1. 学校長は、学校の秩序を乱し学生の本分に反した場合等、学生を停学処分とすることができる。停学処分期間は学校長が定める。
停学期間は欠席扱いとする。
尚、学校長は、停学処分を受けた学生の保証人との面談協議を経て、停学処分を解除するか否か、また解除する場合はその解除日の決定を行う。

休学

1. 当校学生は、学校長の許可を受けて休学することができる。
2. 学校長は、事由により休学を認めない場合もある。
3. 学年の途中で休学する場合であっても、学費は徴求する（返還しない）。
4. 当校の各学科の標準修業年限は以下の通りである。

学科	標準修業年限
調理師科 1 年制及び製菓衛生師科	1 年
調理師科 2 年制及び栄養士科 (調理師科夜間課程、製菓衛生師科通信課程を含む)	2 年

尚、在学年数は標準修業年限の 2 倍の年数を越えることはできない。

依願退学

1. 当校学生は、退学するときは、学校長の許可を受けて退学することができる。
2. 学校長は、事由により退学を認めない場合もある。
3. 学年の途中で退学する場合であっても、学費は徴求する（返還しない）。

懲戒

1. 学校長は、次に該当する者は退学させることができる。
 - ①素行不良で改善の見込がないと認められた者
 - ②学力劣等で成業の見込がないと認められた者
 - ③正当な理由がなくて、出席常でない者
 - ④正当な理由がなくて、試験を受験しなかった者
 - ⑤学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者
 - ⑥3 ヶ月以上故意に授業料を納付しない者

試験

1. 試験は下記の筆記・実技試験、及び追試験を行う。ただし（＊）の試験は原則追試を行わない。
 - ・栄養士科・・・中間確認試験・単位認定試験・進級認定試験・卒業認定試験
進級認定総合試験（＊）・卒業認定総合試験（＊）
 - ・調理師科・・・中間試験・期末試験・卒業認定試験
（2年制のみ）進級認定試験・進級認定総合試験（＊）
 - ・製菓衛生師科・・・中間試験・期末試験・卒業認定試験・卒業認定総合試験（＊）
 - ・調理師科（夜間）・・・期末試験・進級認定試験・進級認定総合試験（＊）
卒業認定試験
 - ・製菓衛生師科（通信）・・・卒業認定総合試験（＊）
2. 試験を正当な理由なくして欠席した場合は当該科目の試験を放棄したものとみなす。
3. 試験の解答には原則として特に指示がない場合にはボールペンの使用はしないこと。
4. 指定された提出日にレポート・ノート・ファイル提出を行う。遅延した場合や不備がある場合は、各教科の成績より30点の減点とする。未提出の場合は、試験を放棄したものとみなす。

試験の受験資格

1. 次の者は受験資格を失う。
 - ①学科試験を正当な理由なく欠席した者
 - ②学科試験において試験開始後10分を越えて遅刻した者
 - ③実技試験において、指定した時刻に遅刻した者
 - ④試験監督官の指示に従わない者
 - ⑤試験において不正を行った者
 - ⑥試験時間内に退出した者（体調不良を除く）

不正行為

1. 試験において不正行為があった場合は、当該試験期間の全履修科目を無効とする。
2. 学校長は、不正行為があった者を停学処分とし、保証人宛書留にて通知する。

追試験

1. 本試験で60点未満は赤点とし、追試験を受験する必要がある。追試験においては、60点以上をもって合格とする。
2. 追試験を受験しなかった場合は当該科目の試験を放棄したものとみなし、成績は不可とする。
3. 追試験を受験しなかった者に対して追々試験は行わない。
4. 追試験は、追々試験までとする（追々々試験は行わない）。

再試験

1. 以下に定める止むを得ない事由により試験を受けることができなかった者に対して、再試験を行うことができる
2. 再試験の受験
 - ①忌引き（2親等まで） 保証人連署の欠席届の提出が必要
 - ②交通機関の大幅遅延 交通機関の発行する遅延証明書の提出が必要
 - ③就職採用試験 就職採用試験の受験を証する文書（会社名・日時が必要）
 - ④体調不良等 医師の診断書の提出が必要

成績の評価

1. 履修科目の成績評価は、試験・レポート・ノート・ファイル提出またはその他の方法で、その科目担当教官によって行われる。
2. 成績評価は以下による。

評 価	評価得点区分	合 否
優	100点～80点	合 格
良	79点～70点	合 格
可	69点～60点	合 格
不可	60点未満	不合格

注記) 追試験は60点以上をもって合格とし、「可」判定とする。

成績の通知

1. 調理師科・製菓衛生師科は1学期・2学期・3学期の各学期終了後、原則として保証人宛書留にて成績を通知する。製菓衛生師科通信課程は3学期終了後、調理師科夜間課程2年生は2学期の単位認定後、10月中旬を目安に送付する。
2. 栄養士科は前期・後期の各学期単位認定後、原則として保証人宛書留にて成績を通知する。

卒業認定について

1. 学校長は以下の卒業要件及び科目担当教官の成績評価及び意見等を総合的に勘案し、卒業認定を学生毎に行うものとする。

<卒業要件>

- ①各履修科目への出席状況（出席率95%以上が必要）

②下記試験への合格

全学科共通	・各履修科目について実施する試験における60点以上の得点 (追試による60点以上の得点は60点と換算する) ・各資格試験の合格
栄養士科	・進級認定総合試験合格 ・卒業認定総合試験合格 ・栄養士実力認定試験A判定 ・卒業研究及び校外実習は必須科目であり、試験に準ずる評価において60点以上の得点
調理師科	技術考査試験合格
調理師科2年制	・進級認定総合試験合格 ・校外実習は必須科目であり、試験に準ずる評価において60点以上の得点
製菓衛生師科	卒業認定総合試験合格

③平素の学習状況（レポート提出・ノート・ファイル提出は必須）

2. 卒業認定は上記卒業要件を勘案し、「卒業認定試験」終了後可及的速やかに行うものとする。
3. 進級要件については、卒業要件に準ずるものとする。

補習について

1. 卒業・進級要件を満たしていない者に、補習の措置を取る場合がある。ただし、補習を実施するか否かは学校長が決定し、必ずしも補習を実施するわけではない。
2. 平素の学習状況等を勘案し補習を受ける必要があるとみなされた者は、補習の受講をしなければならない。
3. 補習を受講する場合は別途費用が必要となる。

原級留置（留年）の措置

卒業・進級要件を当該年度の3月31日迄に補填できない者は原則として原級留置の措置を取る。

原級留置者の次年度における履修

原級留置者は、単位を修得・未習得にかかわらず当該学年の全授業科目等について、再履修しなければならない。